

藤沢市消防団に関する条例の一部改正について
藤沢市消防団に関する条例の一部を次のように改める。

2019年（令和元年）9月2日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市消防団に関する条例の一部を改正する条例
藤沢市消防団に関する条例（昭和35年藤沢市条例第2号）の一部を次のように
改正する。

第4条を次のように改める。

（資格等）

第4条 消防団員は、この市の区域内に居住する年齢18歳以上の者のうちから任用す
る。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。

(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることが
なくなるまでの者

(2) 懲戒処分により消防団員を免じられ、その処分の日から2年を経過しない者

第6条各号列記以外の部分及び同条第1号から第3号までの規定中「推せん」を「推
薦」に改め、同条第4号中「第4条」を「第4条第1項」に、「推せん」を「推薦」に
改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、本市の消防団員に係る欠格条項のうち成年被後見人又は被保佐人に係るものについて、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく、成年被後見人等であることを理由とした不当な差別がされないものとする検討をした結果、欠格事項から除く必要による。